

## 新撰万葉集の成立(下)

熊谷直春

### 七

右の資料にもとづいて、『和名抄』所引の『新撰万葉集』について考えられることを簡条書きにまとめると、次のとおりである。

(一) 上下二巻本であったか、歌数・漢詩数がどれくらいあったかはわからない。

(二) 和歌に漢詩を並べた和漢併置のスタイルであったことはわかる。(A)・(D)・(F)では、和歌からの引用であることを明瞭にしているし、(B)の「管子」(クダ)、(C)の「鉤」(カナ)、(E)の「芽」(ハギ)も和名の例としてあげているので、和歌からの引用と思われる。ちなみに言えば、(B)の「管子」、(D)の「鉤」は原撰本・増補本ともに和歌だけに見え、(F)の「芽」は和歌・漢詩両方に見える。(D)の「女倍芝」は和歌から引用しているので、上の「女郎花」は漢詩からの引用と思われる。この点十巻本『和名抄』(巻十草木部)では、「新撰万葉集詩云女郎花」と漢詩からの引用である

ことを明瞭にしている。ちなみに言えば、「女郎花」は、原撰本・増補本ともに漢詩だけに見える。

(三) (A)・(B)・(C)・(D)・(E)・(F)の引用語句のうち、現存本では、(A)・(B)・(F)は「寛平御時后宮歌合」の歌のみに該当し、(C)・(D)・(E)は同歌合の歌にも該当しているが、それ以外の歌にも該当している。したがって、原形本と異なる現存本を対象にするかぎり、『和名抄』の引用が「寛平御時后宮歌合」の歌のみ集めた原形本であるかどうかかわからないわけであるが、(A)・(F)の引用語句が例外なく同歌合の歌の中に含まれているのは事実であって、『和名抄』が原形本を利用したとする私説の妨げにならないことは確かである。

(四) 現存本のうち、原撰本・増補本のいずれの本文に近いかと言え、増補本の方である。(A)・(B)・(C)・(E)・(F)では引用語句の文字が共通しているので、いずれかはわからない。(D)の上秋7・上秋22で、原撰本のうち細川幽斎本「苜」、久曾神本・増補本「芽」である。このうち「苜」は、「芽」(ハギ)にはまったく関係のな

い意味の文字で誤りである。したがって原撰本のうち、久曾神本の本文が正しいことになるが(ただし、上秋22の漢詩では「奇」)、「芽」は原撰本(久曾神本)・増補本ともにあるので、いずれの方の引用であるかわからない。しかし、(D)の「女倍芝」は、原撰本「女倍之」、増補本「女倍芝」であるから(女郎花歌廿五首)には、女部芝・「女陪芝」などもあるが、「芝」にはかわりがない、増補本の本文に近いことがわかる。

そうすると、原形本を引用したと思われる『和名抄』の引用語句が、原形本に近いはずの原撰本に遠く、かえって遠いはずの増補本に近いという結果になって奇妙である。この事實は、原撰本と増補本の関係について新たに考えさせてくれるヒントとなる。

久曾神昇氏は、氏の発見された古写本を原撰本、流布本を増補本とされた。原撰本は実際はその名に値せず原形本の増補本であることは、第六章でのべたとおりであるが、両本の関係も必ずしも氏の言われるとおりものではない。そこで、次にこの点についてのべてみるが、まず両本の異同を改めて確認しておく。

上巻は、原撰本・増補本ともに和歌・漢詩一一九首で同じである(原撰本の春歌の見出しは二〇首であるが、実数二一首で増補本に同じ)。両本の相違は下巻の方であって、増補本には漢詩があり、巻末に「女郎花歌廿五首」がある。原撰本にそれらはない。それに、春夏秋冬思歌(増補本「恋」)においても、原撰本の方が歌数が少ない。それを実数(原撰本の秋歌見出し三四首、思歌二七首)で示すと次のとおりである。右が原撰本、左が増補本である。

春	12
21	}
夏	18
22	}
秋	33
38	}
冬	20
22	}
恋	26
31	}
計	109
134	}

春歌九、夏歌四、秋歌五、冬歌二、思(恋)歌五、計二五首、原撰本が少ない。歌数だけを見れば、確かに久曾神氏の言われるように、増補本は単に原撰本に「女郎花歌廿五首」と漢詩を増補したのみならず、四季・思(恋)の歌まで増補したように見受けられる。それに、四季・思(恋)の歌で、増補本のみにある歌は、二首三首と連続して原撰本に見られないから、後の挿入のようである。

しかし、山口博氏が言われるように、原撰本上巻の春歌二一首と下巻の十二首は、いかにもアンバランスである。久曾神氏は、春歌で原撰本に見られない九首のあたりについて、「この附近は蝕損が多い」とのべられている。山口氏はこの点に注目されて、原撰本に見られない春歌は、「原撰本の損傷による脱落」とされている。私は他歌の場合も、同じように損傷による脱落と考える。久曾神氏は、原撰本不足の部分について、夏歌「蝕損の極めて少ない部分である」、秋歌「この附近蝕損やや多く」、冬歌「この附近は蝕損が甚しい」、思歌「このあたりも蝕損が甚しい」と、総じて蝕損の多いことを指摘されている。偶然のこととは思われない。おそらく、四季・思(恋)歌のうち、増補本のみにあつて原撰本にない歌は、損傷による脱落であつて、本来の原撰本にはあつたであろう。したがって、増補本の原撰本の増補は、久曾神氏の言われるようなものではなく、和歌に関して言えば、「女

郎花歌廿五首」だけなのである。

以上の論証の結果からすれば、原形本を最初に増補した『新撰万葉集』は、形としては確かに原撰本に残っているが、歌集本文は原撰本そのままのものではなく、原撰本の下巻に見られない増補本の四季・恋(思)歌二五首を補ったものということになる。

したがって、上下巻について合わせて言えば、歌集本文は、元々兩本とも、上巻は現存本のように、歌数・漢詩数一一九首、下巻は増補本のように和歌一三四首、漢詩のない『新撰万葉集』だったことになる。この本の四季・思(恋)歌二五首の脱落が生じたのが原撰本であり、この本の下巻に「女郎花歌廿五首」を、さらに後に漢詩を増補したものが増補本ということになる。

一方、原撰本も増補本も数多くの書写を経て伝来しているが、高野平氏は「各伝本の性格考察」で、増補本よりも原撰本の方に語句の変更・誤写の多いことを指摘されている。おそらく、原撰本は早くから損傷による脱落に加えて、本文に誤りが生じていたのではなからうか。それに対して、原形本を最初に増補した現存の増補本系統の本は、その後「女郎花歌廿五首」も加え、最終の増補本ということもあろうが、正しい歌集本文を伝えているために流布し続け、後世下巻に漢詩が増補される結果になったのではなからうか。したがって、『和名抄』の『新撰万葉集』に増補本の「女倍老」があるが、むしろそれが原形本の本文に近いと言える。

以上、数少ない資料から由緒正しいものと思われる、『和名抄』所引の『新撰万葉集』の実態を探り、それが原形本であったとし

ても不都合でないことを論証し、あわせて現存の原撰本・増補本の本来の成り立ちにまで論及してみたのである。

## 八

第六章でのべたように、上巻の序文は偽書ではあるが、ほぼ事実と認めてさしつかえない記載内容をもっている。『新撰万葉集』の原形本は、寛平五年(八九三)九月二五日に撰進されたのである。一方、同章および前章でのべたように、脱落歌二五首を補った本来の原撰本、『和漢朗詠集』成立後増補の下巻の漢詩を除いた増補本は、承平年間に作られている。そこでこの章から、原形本はどのような目的で誰が撰進したものか、それに上巻の序文をそえ、さらに原形本の増補本である右の原撰本や増補本を作ったのは、どのような目的で誰であったのか、考えてみることにする。

原形本が「寛平御時后宮歌合」の歌のみ集めて作られたものである以上、その成立に両者が密接な関係をもっていたことは言うまでもないだろう。

「寛平御時后宮歌合」という歌合名は、『古今集』に多く見え、本来この名称であったことは確かである。「后宮」は、この歌合の成立を明らかにする重要語であるが、難解であって諸説いくつかある。最近では、宇多天皇の母班子をあらわしていると解するのが通説である。私見では、「后宮」は宮中の常寧殿であって、そこにおられた「后宮」(后)班子をも意味していると考え、以下、従来と異なる角度から、この「后宮」をめぐる問題を解決し

てみたい。

「后宮」は、人として後の敬称にも使われるが、場所として后のおられる御殿の意味でも使われる。前者の例は多く見られるので省くが、後者だとはっきりわかる例は少なく、『古今集』(七四七)の「五条后宮の西の対に住みける人に」、『後撰集』(一一)の「元日に二条后宮にて白き大柱をたまはりて」、『宇津保物語』(国譲下)の「こは、后宮」などがその例である。「寛平御時后宮歌合」の「后宮」は、後者である。この点については、すでに高野平氏が「寛平御時后宮の歌合に関する后宮考」で指摘されているように、『古今集』では「歌合」形式の場合、——部に例外なく場所がきているからである。たとえば、「是貞親王家歌合」、「朱雀院女郎花合」、「亭子院歌合」、「仁和中将の御息所の家に歌合」のごとくである。

「寛平御時后宮歌合」の「后宮」は、宮中での后のおられる御殿であつて、里邸ではない。里邸の場合、その場所がわかるように「五条后宮」、「二条后宮」のような表現がとられている。それに対して、『宇津保物語』の「后宮」は、具体的にどの御殿かはわからないが、明らかに宮中での后のおられる御殿であつて、単に「后宮」とあつて場所をあらわしている場合、右の意味で使われている。したがつて、「寛平御時后宮歌合」の歌合名は、「寛平の御時(に)后宮(であられた方)の歌合」ではなくて、「寛平の御時(に)后宮(宮中の)后宮(で行なわれた)歌合」なのである。

このように、問題にしている「后宮」は確かに場所ではある

が、そこにはもとより人としての「后宮」がおられたであらう。『古今集』では、人の身分は、原則として延喜五年(九〇五)撰進現在で示しているが、右の場合、表むきは場所なのであるから、そこには寛平年間「后宮」(后)であつた人がおられたといふことになる。

山口博士は、『新撰万葉集』が成立した寛平五年当時の「后宮」として、太皇太后藤原明子、皇太后藤原高子、皇太夫人班子をあげておられる。そして、『古今集』では、明子を「染殿后」(五二)、高子を「二条后」(四・その他)としているので、無限定表現の「寛平御時后宮歌合」、「寛平御時に、うへの侍ひに侍りける男ども、瓶を持たせて、后宮の御方に」(八七四)の「后宮」は、残る班子とされている(三五)の「后宮」は、「貞保親王」から高子と判明する)。

山口説は一見合理的なようであるが、そうではない。ある歌とその詞書は、独立した世界をもっているはずであつて、「寛平御時后宮歌合」、八七四の「后宮」も、それだけでもって誰であるかわかるはずのものだからである。引き算のように、「染殿后」と「二条后」を引いて答えが出るものではなからう。寛平年間、宮中の「后宮」におられた「后宮」(后)と言へば、それだけで誰であるかわかる人なのである。

寛平年間、「后宮」と呼ばれた人は、前掲明子・高子・班子の他に、寛平九年(八九七)七月二十六日に醍醐天皇の母として(実際には継母として)の皇太夫人となつた藤原温子の四人がいる。しかし、宮中の「后宮」におられて「后宮」と呼ばれた人は、宇

多天皇の母班子一人だけであつたようである。

清和天皇の母で皇太夫人・皇太后(寛平年間太皇太后)であつた明子は、天皇が今上天皇のころ東宮から常寧殿に移つて生活しているが、天皇退位後、里邸である清和院(染殿院)に移つてゐる。陽成天皇の母で皇太夫人・皇太后であつた高子も、天皇が今上天皇のころ常寧殿で生活し、天皇退位後、里邸である二条院に移つてゐる。宇多天皇の母皇太夫人班子も、天皇が今上天皇のころ常寧殿で生活し、天皇退位後、東三条院、東院に移つてゐる。宇多天皇の女御温子は、天皇退位後の寛平九年七月二六日に、醍醐天皇の継母としての皇太夫人となつたが、その夜東五条堀川院に移り、さらに朱雀院・東七条宮(亭子院)に移つてゐる。

『三代実録』と『日本紀略』の断片的な資料からであるが、今上天皇の母である「后宮」(皇太夫人・皇太后)は、宮中の常寧殿で生活し、天皇退位後、里邸か上皇の御所に移るのが慣習のようである。温子の場合、実母でないため形ばかりの皇太夫人で、すぐ宮中から移つてゐる。

寛平年間、「后宮」と呼ばれた後のうち、明子や高子が具体的にどこで生活をしてゐたのか確かな資料はないが、今上天皇の母でなくなつた彼女たちは、その後里邸の清和院、二条院に移つてゐるから、そこでそのまま生活してゐたのであろう。その後の彼女たちの宮中での「后宮」は、『三代実録』や『日本紀略』にも出てこない。温子も「后宮」と呼ばれたところには、宮中を出てゐるから、寛平年間、宮中の「后宮」におられ「后宮」とも呼ばれた人は、宇多天皇の母皇太夫人班子一人だけなのである。場所と

しての「后宮」は、「后宮」と呼ばれたころ、明子・高子も生活し、班子も生活した常寧殿である。常寧殿は、後に皇后の御殿として使われ、「后町」と呼ばれたが、寛平以前は「后宮」と呼ばれることが多く、通常今上天皇の母がおられたのである。

結局、「寛平御時后宮歌合」は、寛平年間に宮中の「后宮」(常寧殿)で行なわれた歌合であり、そこにおられた「后宮」(后)は、宇多天皇の母班子ということになる。

## 九

『新撰万葉集』とその素材源となつた「寛平御時后宮歌合」の成立の背景について、上巻序文の執筆者は、詳しくはのべていない。ただ傍線(a)によれば、寛平五年(八九三)ころの宇多朝は、「当今寛平聖主、万機余暇、拳<sub>レ</sub>宮而方有<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>歌」のような政治的余裕があり、そこから歌合や歌集が成立したことは確かかなようである。この政治的余裕について、山口博氏は、所功氏の「寛平の治の再検討——寛平前後の公卿人事を中心に——」(皇学館大学紀要「昭42・1」)の説をふまへながら、寛平三年(八九一)正月の藤原基経の死によつて宇多体制の構築が始まり、同五年二月の人事によつて宇多体制が確立し、宇多天皇——班子——道真と結びついた歌壇の中から「寛平御時后宮歌合」や『新撰万葉集』が成立したと言われる。

政治的な背景としては、確かに右のような情況は考えられるであろう。『新撰万葉集』は、山口氏の言われるように、宇多体制確立の凱歌なのである。しかし、私論では、この歌合や歌集には

道真はまったく関係ないとする。そこで、山口氏とは別角度から、「寛平御時后宮歌合」や『新撰万葉集』の成立の問題を考えるとみなければならぬことになる。

「寛平御時后宮歌合」は、「二百有首」(百番二百首ほど)の大歌合である。この歌合は、一般に机上の撰歌合と言われているが、序文の傍線(a)によれば、実際に歌合の行事が行なわれ、竟宴まで催されている。その時の歌のすべてが当日作られたものではなく、古歌旧詠も合わせたものであろうが、結果としては大歌合としてまとめられている。当時の歌合としては珍しく、いらいの規模の歌合を、宇多天皇が主催者となって生母班子の常寧殿で行なわれている事実を見るに、この歌合は二人にとって記念すべき行事であったように思えてくる。

『新撰万葉集』の成立した寛平五年の前年四年(八九二)の条に、『日本紀略』は次のような記事を載せている。

(三月) 十三日丁巳。天皇於常寧殿。奉賀中宮卅御算。  
賜宴於五位已上。兼命良家総角之者。為舞人。  
(三月) 十四日。後宴。

(十二月) 廿一日。諸公主於常寧殿。供養佛教。奉祈中宮御算。

三月十三日に、宇多天皇が班子のために六十賀(『日本紀略』の四十は誤り)を常寧殿で催され、翌日は後宴、さらに十二月二日には諸公主(『菅家文章』六六四によれば、忠子・簡子・綾子・為子内親王)が常寧殿で生母の御算を祈られ、仏教供養が行なわれている。

この班子の六十賀と「寛平御時后宮歌合」を結びつけられたのは、橋本不美男氏であって、「後宮文壇の生成」(『王朝和歌史の研究』昭47・1)で、

この后宮歌合の実質的な主催者は宇多天皇であろうと推定され、また寛平四年(八九二)三月十三日常寧殿において宇多天皇が奉賀した皇太夫人班子六十賀とも関連するものと考えられる。

と端的にのべられている。当時の歌合の記録は史書には見えていないので、三月十三日に歌合が行なわれたか定かではない。『伏見宮御記録』(利五一)や『西宮記』(十二)には、かなり詳しい記録が見え、宇多天皇の政治的余裕を示すような盛大な行事であったようであるが、やはり歌合のことは見えていない。したがって、三月十三日に歌合が行なわれたとは考えられそうもないが、十二月二日まで班子の常寧殿で算賀の行事が続いているところを見ると、この間同じ常寧殿で、橋本氏の言われるように、算賀に関連して「寛平御時后宮歌合」が行なわれた可能性は大きいと思う。

当時は、橋本氏が「算賀と和歌」で説くように、算賀と和歌とが密接な関係をもつようになった時代である。同氏の「別表」には、寛平四年以前の算賀として「仁明天皇四十賀」、「光孝天皇祖母八十賀」、「堀河摂政基経四十賀」、「僧正遍昭七十賀」、「貞辰親王祖母四十賀」、「二条皇太后高子五十賀」などが見え、いずれも長命祈願の歌が作られている。宇多天皇に関連したものとして、『本朝文粹』(卷第十一)に、紀長谷雄の「太上法皇(宇多法

皇)賀<sub>三</sub>宗法師八十之齡「和歌序」が収められている。以上の例を見るに、歌合愛好の宇多天皇が、班子の六十賀に関連して常寧殿で歌合を行なわれたということは、算賀と和歌の歴史的流れの中で十分に考えられることである。「寛平御時后宮歌合」は、「善<sub>三</sub>宮」で班子の長命祈願の気持ちをこめて行なわれた歌合と考へる。

村瀬敏夫氏の「藤原敏行伝の考察」(岡一男博士頌寿記念論文集 平安朝文学研究 作家と作品 昭46・3)によれば、この歌合の作者の大部分が六位以下の卑官で、正五位下右少将の藤原敏行が筆頭者であり、彼と宇多天皇の「密接な関係から、敏行が両歌合(熊谷注『寛平御時后宮歌合』と『是貞親王家歌合』)の開催に重要な役割を果たしたのではないかと想像させるのである」とのべられている。

宇多天皇の側近藏人頭道真が詩壇の主導者であれば、同じく側近(仁和三年へ八八七)五位藏人、寛平五年東宮大進、同七年へ八九五)藏人頭)の敏行は、両歌合で重要な役割を果たしているとすれば、歌壇の主導者と言える。私は、敏行こそ歌壇の地位、宇多天皇の側近という立場からして、「寛平御時后宮歌合」をまとめ、それを「左右両軸、惣二百有首」の原形本『新撰万葉集』にまとめあげた編者と考へる。

寛平四年に行なわれた「寛平御時后宮歌合」は、『新撰万葉集』として歌集化され、翌五年九月二五日に、敏行によって宇多天皇に献上されたのであろう。しかし、「二百有首」の歌合をそのまま歌集化したにしては、この間時間がやや空きすぎる。おそらく

寛平四年の「寛平御時后宮歌合」は、班子の六十賀の行事の一環として、そのまま終わったのであろう。それが、どうして歌集化され、翌年九月に献上されたのであろうか。その理由には、やはり寛平五年二月の人事によって、宇多体制が真に確立した背景があるかと思う。それこそ「万機余暇」となった宇多天皇が、母班子のめでたい「寛平御時后宮歌合」を、今度はみずからの体制確立の凱歌として、歌集編纂の事業を起こし、側近敏行に命じて『新撰万葉集』を編ませたものと考えられる。

『新撰万葉集』という書名には、母班子と子宇多天皇の祝福の気持ちがかめられているように思われる。この書名について、池田弥三郎氏は、『和歌文学大辞典』の「統万葉集」の項で、

『新撰万葉集』(官家万葉集)が、あのわずかな分量と、あの特殊な体裁とで、あえて万葉集を名のりえたことは、万葉集を名のりうる書物に、さまざまのものがあつたということとをまず考えねばならない。

とのべられている。また今井先生は、道真が序文で『万葉集』はもちろん歌のすぐれた大集成として基準になるものであるが、それを唯一絶対のものとしなくて、現代の作者の中にもすぐれた歌人のあることを指摘し、とりあげようとしている」とし、「以上の立場から、『万葉集』とは実際において似てもいない編集方法をとりながら、『新撰万葉集』という名称をつけたのであろう」とのべられている。

歌集を編集する以上、編者にはそれなりの自信と抱負があつたはずで、その意味では今井説は傾聴に値するが、池田氏が指摘さ

れている「あのわずかな分量と、あの特殊な体裁とで、あえて万葉集を名のりえたこと」は、やはり気にかかることである。

『万葉集』の「万葉」の意味については、いくつかの説があるが、山田孝雄氏が「万葉集名義考」(『国語と国文学』大14・2)で考証されたように、本来「万世」の意味であったことは動かしがたい。したがって、『万葉集』には、他の意味もこめられているのかもしれないが、この歌集が未来永久に伝われという祝福の意味がこめられているのは確かであろう。そういう意味で、寛平年間『万葉集』の名義を考えていたのであれば、母班子の六十賀、宇多体制の確立、歌集そのものも未来永久に伝われという三つの祝福の気持ちをかめて、「二百有首」の歌集でありながら、『新撰万葉集』と名づけられたのも納得されるのである。

序文の傍線(c)によれば、宇多天皇は歌集成立後、それに数首の漢詩を挿入したという。漢詩を和歌に並べる方針は、当初からなかつたのである。あつたとすれば、全歌に漢詩が並べられたであろう。宇多天皇が即興的に漢詩を作つて挿入したのであり、その行為の中に祝福の歌集を目の前のした天皇のよろこびの心が読みとれるようである。

十

祝福の歌集として成立した『新撰万葉集』の原形本は、宇多天皇がなくなつた承平元年(九三一)七月十九日以後の承平年間において、上巻の序文が執筆されてせえられ、さらに歌集本文も増補されることになる。これらのことは、いずれも宇多天皇の死

と無関係ではないだろう。

無序であつた原形本に序文がせえられたのは、宇多天皇の死を契機に歌集成立の由来をしるし、天皇の遺産として後世に伝えようとしたものであろう。歌集本文は、第七章でのべたように、二段階にわたつて増補されているが、原形本が「寛平御時后宮歌合」の歌のみできれいにまとまつていたのに、なぜ増補が行なわれたのであろうか。従来、この点について説明されていなかったで、次にのべてみる。

一回目の増補で目立つのは、「是貞親王家歌合」の歌の増補であつて、上巻の秋歌に十一首、下巻の秋歌に五首、合せて十六首増補している。是貞親王は、光孝天皇の第二皇子、母は班子、宇多天皇の実兄である。宇多天皇に先立って、延喜三年(九〇三)になくなつてゐる。増補者は、宇多天皇の死を契機に「是貞親王家歌合」の歌も増補することによつて、班子(泰昌三年八九〇〇)没・是貞親王・宇多天皇親子のための鎮魂の歌集として、原撰本の形の『新撰万葉集』を作りあげたのではなからうか。原撰本の上巻には、全歌に漢詩が並べられているから、原形本の上巻に数首しかなかつた漢詩も、その折に増補したのであろう。

二回目に増補されたのは、「女郎花歌廿五首」であつて、第六章で示したように「昌泰元年秋亭子院女郎花合」、「某年秋宇多院女郎花合」、「某年秋朱雀院女郎花合」の歌が二〇首しめてゐる。前半の十二首は、八・九を除いて歌合の左歌であり(九は類従本「朱雀院女郎花合」では左)、後半の十三首は二を除いて右歌である。現存の歌合には左右の誤りがあつて、本来前半の十二首



には左歌、後半十三首には右歌を並べたのであろう。

山口博氏は、寛文本・類従本等に「女郎花歌十二首」（実数二十五首）という見出しがあるため、最初三「女郎花合」の左歌を根幹に十二首増補、後に右歌を根幹に十三首増補されたと見ておられる。元禄本・文化本等に「女郎花歌廿五首」とあるのは、ブラズされた後に書きこまれたとされる。「女郎花歌十二首」という見出しのある本もあるから注意はしなければならないが、原形本が歌合の左歌を上巻に、右歌を下巻に配したものであることを思えば、左歌だけを増補した段階があったとはちょっと考えられない。わずかに二五首の増補であるから、「女郎花歌十二首」の見出しは何かの誤りで、私は二五首同時の増補と考える。

それにしても、なぜ「女郎花歌廿五首」を増補したのであろうか。宇多天皇（上皇）主催の歌合は「寛平御時内裏菊合」もあり、「延喜十三年三月十三日亭子院歌合」もある。『新撰万葉集』が宇多天皇が今上天皇であったころの歌集であれば、むしろ「寛平御時内裏菊合」の歌の方を増補した方がよい。ところが、上皇となつてからの三「女郎花合」の歌を増補している。上皇となつてからの歌合の歌を増補するのであれば、盛大であった「亭子院歌合」の歌の方を増補した方がよさそうなのである。そうでないところを見ると、増補者の意図は、歌合の行なわれた年、規模などとは関係なしに「女郎花歌」だけを増補するところにありそうである。

女郎花の盛りの季節は、旧暦七月下旬から八月にかけてである。曾根好忠の『曾丹集』では「七月をはり」の花とされてお

り、源俊賴の『散木奇歌集』では八月の花とされている。一方、宇多天皇は、七月十九日になくなられている。この時期は、女郎花の盛りの季節にはやや早いですが、咲きはじめの時期と知られる。

また、宇多天皇が女郎花を愛でたことは、三度の「女郎花合」でもって知られるが、奇しくも女郎花の咲きはじめるころになくなられたのである。その辺の事情をよく心得ている人物が、宇多天皇の命日のころ「女郎花歌廿五首」を、やはり鎮魂のために増補したのではなかるうか。この見方が当たっているとすれば、さらに後世の下巻の漢詩の増補は別として、宇多天皇ゆかりの歌集としての『新撰万葉集』の増補は、承平年間天皇の命日のころ一応終わつたと言える。

上巻の序文の執筆者も増補者も、誰であるかはつきりしない。承平年間において、原形本の歌人として健在なのは、紀貫之くらいのものである。しかし、貫之は延長八年（九三〇）から承平四年（九三四）まで土佐守に任ぜられていたし、また醍醐天皇側の歌人である。おそらく、貫之は関わりがないだろう。まったくの臆説にすぎないが、序文の執筆者・増補者は、藤原伊衡ではなからうか。伊衡は、原形本を撰進したと思われる敏行の三男であり、天慶元年（九三八）まで生存している。『新撰万葉集』の歌人ではないが、『後撰集』以下の勅撰集に十一首も採られている。おそらく彼は、父敏行が生前愛顧をこらむつた宇多天皇・班子・是貞親王（親王は、敏行が右少将のころ右中将として上司であった）の菩提を弔うため、天皇ゆかりの人びとの歌合の歌を中心とした『新撰万葉集』を作ろうとして、増補を思い立ったのであろう。

父敏行の完成した祝福の歌集を、宇多天皇の死後鎮魂の歌集と変えた人物として、私は伊衡を推してみたい。

序文の執筆時期、歌集本文の増補の時期も、承平年間のいつかはよくわからない。序文は二度にわたる増補の前だから、承平元年に近いころだろう。同年七月十九日宇多天皇没後間もなく、伊衡はなき天皇をしのび『新撰万葉集』を後世に伝えるため、自分の所持している原形本の一本来、序文をそえたのではなからうか。その後の二度にわたる増補は、一回目は、宇多天皇の三回忌の承平三年(九三三)の七月十九日近く、二回目は七回忌の同年(九三七)の七月十九日近くと推定する。第八章冒頭でまとめたのべた承平年間の原撰本は、前者の時期に、増補本は、後者の時期に作られたものと考ええる。

最後に、この小論で論証した重要事項を、史的にまとめて終わりとする。

寛平四年(八九二)三月十四日以降の同年中、宇多天皇の生母班子の六十賀に関連して、常寧殿で天皇主催の「寛平御時后宮歌合」行なわれた。

寛平五年(八九三)九月二五日、前年の班子の六十賀を含めて宇多体制の確立を祝い、天皇側近の歌人藤原敏行が、右の歌合を素材とし、祝福の歌集『新撰万葉集』原形本二巻を撰進した。天皇はよろこびのあまり、上巻に数首の漢詩を挿入した。

承平元年(九三一)七月十九日宇多天皇没後間もなく、原形本を天皇の遺産として後世に伝えるため、敏行の三男伊衡が現存の上巻の序文を執筆してそえた。

承平三年(九三三)七月十九日近く、伊衡が「是貞親王家歌合」の歌を中心に原形本を増補した。是貞親王をも加え、『新撰万葉集』を父敏行が生前愛顧をこらむった宇多天皇ゆかりの人びとへの鎮魂の歌集とするためである。この本は現存の原撰本の形で、原撰本にない増補本の四季恋歌二五首を補ったものであり、この折上巻に漢詩も増補された。

承平七年(九三七)七月十九日近く、伊衡が、宇多天皇の命日が女郎花の咲きはじめる季節であり、生前天皇がこの花を愛でたことにちなんで、天皇主催の三「女郎花合」を中心とした「女郎花歌廿五首」を増補した。やはり鎮魂のためである。この本は現存の増補本の下巻の序文と漢詩を除いたものである。

承平七年以後、右の増補本が流布し、平安中期のころから、序文の誤写(先生)や天神信仰等によって『菅家万葉集』となった。『和漢朗詠集』成立後、下巻に序文と漢詩が増補された。これが現存の増補本であって、『新撰万葉集』の歌集としての流転の旅路は、これをもって終わりを告げたのである。

注(13) 『三代実録』貞観八年(八六六)十一月十七日、同十年

(八六八)十月二七日、同年十二月七日の各条。

(14) 同書元慶二年(八七八)九月二五日の条。

(15) 同書元慶四年(八八〇)十二月五日の条。

(16) 同書元慶八年(八八四)二月四日の条。

(17) 『日本紀略』寛平四年(八九二)三月十三日、同年十二

月二一日の両条。

(18) 同書寛平九年(八九七)八月九日、昌泰元年(八九八)二月十三日の両条。

(19) 同書寛平九年七月二十六日、昌泰元年四月二十五日、延喜二年(九〇二)八月二十八日の各条。

(20) 以下の橋本氏の論文は、この著書所収。

〔付記〕 研究論文を入手するにあたり、上野理氏から多くのご協力を得た。ここに深謝の意を表しておきたい。

脱稿後、上野氏より長らく未見であった金子彦二郎氏の

## 新刊紹介

村井 順著

『清少納言をめぐる人々』(笠間選書)

先に発表された『枕草子その自然』に次ぐ著者の枕草子論人事篇。『淑徳国文』に愛知淑徳短大研究紀要』に既発表の「清少納言と定子皇后」「清少納言と藤原行成」「清少納言と藤原齊信」の三論に、新たに書き下ろしの「清少納言と藤原実方」を加えたもので、終始平易な語りかけるような文体で叙述されているが、その説く所は著者の研究分野の広さを反映して奥が深く、見すごされていた問題を次々掘り起して充分に

刺激的である。

例えば「清少納言と定子皇后」の章では、気心の知れた、お互いを本当によく理解し合い、愛し合っていたはずの定子と清女の仲でありながら、宮仕えをしぶりがちな清女に定子からの呼び出しが何度もかかっていることに注目して、枕草子に書かれているおもてむきの「白粉を塗った」清少納言の顔とは別に、宮仕えの人間関係に悩むもう一人の清少納言がいることを指摘し、清少納言集の歌などからも逆に枕草子の一面性を浮かびあがらせているが、このような方法は、実方と清少納言姉との結婚という新説を出された第二章にも、又、行成・齊信という男友達をそれぞれの政治人間

「新撰万葉集の詩に関する新考察」(『国語』昭12・7)をコピーで送っていただいた。従来の『新撰万葉集』論の多くは、金子論文を無視しているが、道真非撰説を詳細に説いておられる。ただし、私説と共通する所説は見られなかった。なお、西村正範氏に『新撰万葉集』の原初形態に関する試論』がある。昭和四十七年十一月中古文学会で発表、要旨は『中古文学』(昭48・5)に掲載。詳しく知りえない事情のためふれなかったが、要旨は私説と異なるところが多い。

ぶりを明らかにした。三・四章にも見られる、特に行成・齊信を扱った章は分量も多く力作で、枕草子の世界を枕草子なりに読むことと、一歩外に出て現実の政治レベルでの主従関係・男女関係のあり方をみつめることを対比的に繰り返しながら、独自の見解で枕草子を読み直し、清少納言伝を再構築して、従来の研究の書き直しを求めものとなっている。

村井順博士の枕草子は一応三冊で完結の予定と聞く。若々しい気迫に満ちた博士の枕草子論が完結し体系化される日が待たれる。

(昭51・8、笠間書院刊。B6判)

(三田村雅子)